

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高田土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年九月十九日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（三級基準点）

二 測量の地域 葛城市東室

三 測量の期間 令和七年九月一日から令和八年三月二十五日まで